

ごみ処理基本計画中間案新旧対照表

頁	現 行	頁	改正案
目次	第3章 ごみ処理の現状と課題 1. ごみ処理の方法・・・・・・・・・・6 2. ごみ処理の実績・・・・・・・・・・16 3. ごみ処理の評価と課題・・・・・・・・23 第4章 基本的な考え方 1. 基本理念・基本方針・・・・・・・・32 2. 計画目標・・・・・・・・・・34 3. 目標達成時の排出予測・・・・・・・・36 第5章 ごみ排出抑制のための施策 1. 施策体系・・・・・・・・・・39 2. 具体的な施策・・・・・・・・・・40 3. 計画の推進・・・・・・・・・・50	目次	第3章 ごみ処理の現状と課題 1. ごみ処理の方法・・・・・・・・・・6 2. ごみ処理の実績・・・・・・・・・・17 3. ごみ処理の評価と課題・・・・・・・・24 第4章 基本的な考え方 1. 基本理念・基本方針・・・・・・・・33 2. 計画目標・・・・・・・・・・35 3. 目標達成時の排出予測・・・・・・・・37 第5章 ごみ排出抑制のための施策 1. 施策体系・・・・・・・・・・40 2. 具体的な施策・・・・・・・・・・41 3. 計画の推進・・・・・・・・・・51
1	1 計画の背景 こうした「大量生産・大量消費・<u>大量廃棄</u>」型の経済社会から脱却し、(略)循環型社会形成推進基本法が2000(平成12)年6月に制定されました。 さらに、国においては、「循環型社会」の形成推進のための<u>関連法の整備</u>を行い、(略)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)の改正、(略)。	1	1 計画の背景 こうした「大量生産・大量消費・<u>大量廃棄型</u>」から脱却し、(略)循環型社会形成推進基本法が2000(平成12)年6月に制定されました。 さらに、国においては、「循環型社会」の形成推進のための<u>関連法を整備し</u>、(略)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)の改正、(略)。

頁	現 行	頁	改正案
3	以上のような背景から、廃棄物の減量・資源化を推進するとともに、(略)。 (4) 計画期間 本計画は、図1-2のとおり、2019（平成31）年度を計画初年度とし、2028年度を目標年度とする10年を計画期間とします。	3	以上のような背景から、<u>一層の</u>廃棄物の減量・資源化を推進するとともに、(略)。 (4) 計画期間 本計画は、図1-2のとおり、2019（平成31）年度を計画初年度とし、2028年度を目標年度とする10年<u>間</u>を計画期間とします。
		6	1) ごみ排出区分の定義 <u>本計画におけるごみに関する用語の定義は、図3-1に示すとおりとします。</u> <u>本計画では、市民及び事業者などによって排出される全ての不要物の量を「ごみ発生量」とします。</u> <u>しかし、潜在ごみである民間事業者による資源回収や事業者の独自処理、市民による自家処理（生ごみの減量化など）によって減量化や資源化が行われているものについては、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とし、本計画で扱うごみの量とします。</u> <u>「ごみ総排出量」のうち、当市の家庭から排出されたものを「生活排出ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活排出ごみのうち資源物と集団回収で集められた資源を除いた処理・処分が必要な、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、特定廃棄物、及び使用済み</u>

頁	現 行	頁	改正案																						
6			乾電池等を「家庭系ごみ」とします。																						
			図 3-1 ごみ排出区分の定義																						
7																									
	1) 生活排出ごみ ^{注2-1}	2) 生活排出ごみ																							
	表 3-1 生活排出ごみの分別区分	表 3-1 生活排出ごみの分別区分																							
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>種類</th></tr><tr><th colspan="2">(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td rowspan="3">資源物</td><td rowspan="3">古紙</td><td>新聞紙</td></tr><tr><td>雑誌</td></tr><tr><td>封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類等リサイクルできる紙</td></tr></table>	区分		種類	(略)		(略)	資源物	古紙	新聞紙	雑誌	封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類等リサイクルできる紙	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>種類</th></tr><tr><th colspan="2">(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td rowspan="3">資源物</td><td rowspan="3">古紙</td><td>新聞紙</td></tr><tr><td>雑誌</td></tr><tr><td>封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類等リサイクルできる紙</td></tr></table>	区分		種類	(略)		(略)	資源物	古紙	新聞紙	雑誌	封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類等リサイクルできる紙	
区分		種類																							
(略)		(略)																							
資源物	古紙	新聞紙																							
		雑誌																							
		封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類等リサイクルできる紙																							
区分		種類																							
(略)		(略)																							
資源物	古紙	新聞紙																							
		雑誌																							
		封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類等リサイクルできる紙																							

頁	現 行				頁	改正案			
7			段ボール	段ボール				段ボール	段ボール
			牛乳パック	牛乳、コーヒー、お茶等の紙パック				牛乳パック類	牛乳、コーヒー、お茶等の紙パック
			古着類	ワイシャツ、セーター、スカート等の古着				古着	ワイシャツ、セーター、スカート等の古着
		(略)	(略)	(略)		(略)			
	生活排出ごみの排出方法は、(略) 粗大ごみや特定廃棄物は、 <u>個別</u> 収集の依頼もしくはクリーンセンターへ <u>自己</u> 搬入することとしています。				生活排出ごみの排出方法は、(略) 粗大ごみや特定廃棄物は、 <u>戸別</u> 収集の依頼もしくはクリーンセンターへ <u>直接</u> 搬入することとしています。				
表3-2 生活排出ごみの排出・収集方法				表3-2 生活排出ごみの排出・収集方法					
種類・区分		排出方法		収集方法	種類・区分		排出方法		収集回数
燃やせるごみ		指定袋（黄色）		※週2回	燃やせるごみ		指定袋（黄色）		※週2回
燃やせないごみ		指定袋（青色）		※月2回	燃やせないごみ		指定袋（青色）		※月2回
粗大ごみ		戸別収集のため清掃事業所へ申込み（有料）			粗大ごみ		戸別収集のため清掃事業所へ申込み（有料） クリーンセンターへ直接搬入（有料）		
特定廃棄物									
使用済み乾電池等		透明・半透明の袋		※年2回 公共施設等原則 月2回収集	使用済み乾電池等		透明・半透明の袋		※年2回 公共施設等原則 月2回収集
家電4品目		戸別収集のため清掃事業所へ申込み（有料）			家電4品目		戸別収集のため清掃事業所へ申込み（有料）		
資源物	古紙	新聞	ひもで縛る	※月2回	資源物	古紙	新聞	ひもで縛る	※月2回
		雑誌					雑誌		

頁	現 行					頁	改正案				
			雑 が み	ひもで縛る・紙袋				雑 が み	ひもで縛る・紙 袋		
			段 ボ ール	ひもで縛る				段 ボ ール	ひもで縛る		
			牛 乳 パ ッ ク					牛 乳 パ ッ ク類			
			古 着 類					古 着 類			
		飲料缶	透明・半透明の袋	飲料缶	透明・半透明の 袋						
		ガラスび ん									
		ペットボ トル									
		プラスチ ック製容 器包装	指定袋（無色）	※週 1 回	プラスチ ック製容 器包装	指定袋（無色）	※週 1 回				
		金属類（小 型家電含 む）	透明・半透明の袋	※月 1 回	金属類（小 型家電含 む）	透明・半透明の 袋	※月 1 回				
		廃食油	びん又はペットボト ルに入れふたをする。	公共施設で月 2 回 収集	廃食油	びん又はペッ トボトルに入 れふたをする。	公共施設で月 2 回収集				
犬、猫等の死体	戸別収集のため清掃事業所へ申込み（有料） 清掃事業所へ直接搬入（有料）			犬、猫等の死体	戸別収集のため清掃事業所へ申込み（有料） 清掃事業所へ直接搬入（有料）						
8	② 収集しないもの これらについては、自らクリーンセンターに直接搬入する か又は、春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集・運搬 を依頼することとしています。					9	② 収集しないもの これらについては、自らクリーンセンターに直接搬入する か、又は、春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集・運 搬を依頼することとしています。				

頁	現 行	頁	改正案												
	2) 事業系ごみ		3) 事業系ごみ												
9	(2) 収集・運搬状況 生活排出ごみの収集運搬は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物をステーション収集、粗大ごみ・家電4品目・特定廃棄物は有料にて戸別収集、廃食油・使用済み乾電池は公共施設など拠点収集を行っています。	10	(2) 収集・運搬状況 生活排出ごみの収集運搬は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物をステーション収集、粗大ごみ・家電4品目・特定廃棄物は有料にて戸別収集、廃食油・使用済み乾電池等は公共施設など拠点収集を行っています。												
10	表3-4 ごみ処理 <table><tr><th>区分</th><th>処理・資源化方法等</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>資源物</td><td> (略) ・缶、びん、ペットボトル等の資源は、クリーンセンター資源化施設に持ち込まれ、びん類は色別に、缶類、<u>ペットボトル</u>は素材別に選別し、再生業者に引き渡します。 (略) </td></tr></table> 2017（平成29）年度のごみ排出量は、<u>図3-1</u>のとおり92,261tです。(略) 処理後<u>埋立</u>された量は<u>8,339t</u>です。	区分	処理・資源化方法等	(略)	(略)	資源物	(略) ・缶、びん、ペットボトル等の資源は、クリーンセンター資源化施設に持ち込まれ、びん類は色別に、缶類、<u>ペットボトル</u>は素材別に選別し、再生業者に引き渡します。 (略)	11	表3-4 ごみ処理 <table><tr><th>区分</th><th>処理・資源化方法等</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>資源物</td><td> (略) ・缶、びん、ペットボトル等の資源は、クリーンセンター資源化施設に持ち込まれ、びん類は色別に、缶類は素材別に選別し、再生業者に引き渡します。 (略) </td></tr></table> 2017（平成29）年度のごみ排出量は、<u>図3-2</u>のとおり92,261tです。(略) 処理後<u>埋め立て</u>された量は<u>8,338t</u>です。	区分	処理・資源化方法等	(略)	(略)	資源物	(略) ・缶、びん、ペットボトル等の資源は、クリーンセンター資源化施設に持ち込まれ、びん類は色別に、缶類は素材別に選別し、再生業者に引き渡します。 (略)
区分	処理・資源化方法等														
(略)	(略)														
資源物	(略) ・缶、びん、ペットボトル等の資源は、クリーンセンター資源化施設に持ち込まれ、びん類は色別に、缶類、<u>ペットボトル</u>は素材別に選別し、再生業者に引き渡します。 (略)														
区分	処理・資源化方法等														
(略)	(略)														
資源物	(略) ・缶、びん、ペットボトル等の資源は、クリーンセンター資源化施設に持ち込まれ、びん類は色別に、缶類は素材別に選別し、再生業者に引き渡します。 (略)														

頁	現 行	頁	改正案
11	<u>図 3-1</u> マテリアルフロー（2017（平成 29）年度）^{注 3-1} ※廃溶融施設は 2017（平成 29）年 4 月休止 <u>（４）最終処分</u> 中間処理後の資源化できない焼却灰は、埋立処分しています。また、家庭から出る砂・石等及び地域清掃で出る側溝汚泥も直接、埋立処分しています。 なお、最終処分場の延命を図るため、焼却灰のうち飛灰固化物^{注 3-2}を公益財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）で埋立処分しています。 注 3-1）ごみ処理において、どのようなものが発生するかを示すもの。 注 3-2）焼却処理により主灰と飛灰固化物が発生します。	12	<u>図 3-2</u> マテリアルフロー（2017（平成 29）年度）^{注 3-1}^{注 3-2} 削除 <u>（４）最終処分（字体をゴシックに修正）</u> 中間処理後の資源化できない焼却灰^{注 3-3}は、埋立処分しています。また、家庭から出る砂・石等及び地域清掃で出る側溝汚泥も直接、埋立処分しています。 なお、最終処分場の延命を図るため、焼却灰のうち飛灰固化物^{注 3-4}を公益財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）で埋立処分しています。 注 3-1）ごみ処理において、どのようなものが発生するかを示すもの。 注 3-2）<u>灰溶融施設は 2017（平成 29）年 4 月に休止しましたが、前年度に生産したスラグを搬出したため、2017（平成 29）年度にスラグ 504t を計上している。</u> 注 3-3）<u>焼却処理により焼却炉の底から排出される主灰と飛灰固化物が発生する。</u> 注 3-4）<u>排ガス出口の集じん装置等で集められたばいじん（灰）で、重金属の溶出を防ぐために処理剤を加えて固形物にしたもの。</u>

頁	現 行	頁	改正案																
12	1) 施設位置 清掃関係施設の位置を、<u>図 3-2</u>に示します。 2) 清掃事業所（収集・運搬） 清掃事業所は、表 3-5 のとおり収集・運搬車両の保管施設、収集・運搬事務拠点として <u>1977（昭和 52）年 6 月、鷹来町地内に建設</u>しました。保有車両は、2018（平成 30）年 4 月現在ダンプ 6 台、パッカー車 30 台、その他の車 1 台となっています。 表 3-5 清掃事業所の概要 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>所在地</td><td>春日井市鷹来町 4957 番地 2</td></tr><tr><td>開設年月</td><td>1977（昭和 52）年<u>6 月</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	項目	内容	所在地	春日井市鷹来町 4957 番地 2	開設年月	1977（昭和 52）年 <u>6 月</u>	（略）	（略）	13	1) 施設位置（字体をゴシックに修正） 清掃関係施設の位置を、<u>図 3-3</u>に示します。 2) 清掃事業所（収集・運搬） 清掃事業所は、表 3-5 のとおり収集・運搬車両の保管施設、収集・運搬事務拠点として鷹来町地内に<u>開設</u>しました。保有車両は、2018（平成 30）年 4 月現在ダンプ<u>車</u> 6 台、パッカー車 30 台、その他の車両 <u>1</u> 台となっています。 表 3-5 清掃事業所の概要 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>所在地</td><td>春日井市鷹来町 4957 番地 2</td></tr><tr><td>開設年月</td><td>1977（昭和 52）年 <u>10 月</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	項目	内容	所在地	春日井市鷹来町 4957 番地 2	開設年月	1977（昭和 52）年 <u>10 月</u>	（略）	（略）
項目	内容																		
所在地	春日井市鷹来町 4957 番地 2																		
開設年月	1977（昭和 52）年 <u>6 月</u>																		
（略）	（略）																		
項目	内容																		
所在地	春日井市鷹来町 4957 番地 2																		
開設年月	1977（昭和 52）年 <u>10 月</u>																		
（略）	（略）																		
13	3) クリーンセンター（中間処理） （略）（<u>焼却</u>灰溶融施設は 2017（平成 29）年 4 月から休止中）	14	3) クリーンセンター（中間処理） （略）（灰溶融施設は 2017（平成 29）年 4 月から休止中）																

頁	現 行	頁	改正案	
16	表 3-6 クリーンセンターの概要		表 3-6 クリーンセンターの概要	
	項目	内容	項目	内容
	所在地	春日井市神屋町 1 番地 2	所在地	春日井市神屋町 1 番地 2
	竣工	・第 1 工場棟 1991（平成 3）年 2 月 ・第 2 工場棟 2002（平成 14）年 9 月	竣工	・第 1 工場棟 1991（平成 3）年 2 月 ・第 2 工場棟 2002（平成 14）年 9 月
	施設概要	・第 1 工場棟 └─ 1 号焼却炉（130t/日） └─ 2 号焼却炉（130t/日） └─ 粗大ごみ処理施設（65t/5h） ・第 2 工場棟 └─ 3 号焼却炉（140t/日） └─ 4 号焼却炉（140t/日） └─ 焼却灰溶融処理施設（休止中） └─ 資源化施設（飲料缶：8 t/ 5 h、 ガラスびん：14t/ 5 h、ペット ボトル：3 t/ 5 h） └─ 粗大・不燃ごみ処理施設（45t/ 5 h） ・エコメッセ春日井 ・ストックヤード	施設概要	・第 1 工場棟 └─ 1 号焼却炉（130t/日） └─ 2 号焼却炉（130t/日） └─ 粗大ごみ処理施設（65t/5h） ・第 2 工場棟 └─ 3 号焼却炉（140t/日） └─ 4 号焼却炉（140t/日） └─ 灰溶融施設（休止中） └─ 資源化施設（飲料缶：8 t/ 5 h、 ガラスびん：14t/ 5 h、ペット ボトル：3 t/ 5 h） └─ 粗大・不燃ごみ処理施設（45t/ 5 h） ・エコメッセ春日井 ・ストックヤード
17	① 家庭系ごみ		① 家庭系ごみ	
	生活排出ごみのうち資源を除いた家庭系ごみ排出量及び 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 ^{注 3-3} は、 <u>図 3-3</u> のとおり、2013（平成 25）年度にプラスチック製容器包装及び金属類の		生活排出ごみのうち資源を除いた家庭系ごみ排出量及び 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 ^{注 3-5} は、 <u>図 3-4</u> のとおり、2013（平成 25）年度にプラスチック製容器包装及び金属類の	

頁	現 行	頁	改正案
	資源化を開始したことにより燃やせないごみの排出量が減少し、1人1日当たり家庭系ごみ排出量も減少しています。 <u>図3-3</u> 家庭系ごみの推移 ② 事業系ごみ 当市のごみ処理手数料は、近隣市と均衡を図るため、2013(平成25)年4月に10kgにつき200円へ変更するとともに、<u>2011(平成23)年度以降、ごみ検査の徹底・適正排出指導も強化しました。</u> <u>図3-4</u>のとおり2017(平成29)年度の排出量は、2008(平成20)年度から14,178t、約40.8%減少しました。 <u>注3-3</u>) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量＝(家庭系燃やせるごみ量＋家庭系燃やせないごみ等量)÷人口÷年間日数		資源化を開始したことにより燃やせないごみの排出量が減少し、1人1日当たり家庭系ごみ排出量も減少しています。 <u>図3-4</u> 家庭系ごみの推移 ② 事業系ごみ 当市のごみ処理手数料は、近隣市と均衡を図るため、<u>2011(平成23)年3月に条例を改正し、経過措置により段階的な値上げを行い、2013(平成25)年4月に10kgにつき200円へ変更するとともに、ごみ検査の徹底・適正排出指導も強化しました。</u> <u>図3-5</u>のとおり2017(平成29)年度の排出量は、2008(平成20)年度から14,178t、約40.8%減少しました。 <u>注3-5</u>) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量＝(家庭系燃やせるごみ量＋家庭系燃やせないごみ等量)÷人口÷年間日数
17	<u>図3-4</u> 事業系ごみの推移 ③ 資源化 資源量は、<u>図3-5</u>のとおり2013(平成25)年度にプラスチック製容器包装及び金属類の分別収集を開始したことで一時的に増加しましたが、再び減少傾向に転じています。資源化率<u>注3-4</u>も同様に、2013(平成25)年度は24.8%まで増加しましたが、2017(平成29)年度は19.1%と2008(平成20)年度よ	18	<u>図3-5</u> 事業系ごみの推移 ③ 資源化 資源量は、<u>図3-6</u>のとおり2013(平成25)年度にプラスチック製容器包装及び金属類の分別収集を開始したことで一時的に増加しましたが、再び減少傾向に転じています。資源化率<u>注3-6</u>も同様に、2013(平成25)年度は24.8%まで増加しましたが、2017(平成29)年度は19.1%と2008(平成20)年度よ

頁	現 行	頁	改正案
18	りも 2.6 ポイント減少しています。 注 3-4) 資源化率＝ごみ総排出量÷（行政収集量＋集団回収量＋クリーンセンター処理分）×100 図 3-5 資源化量の推移 ④ ごみ総排出量 ごみ総排出量は、図 3-6 のとおり 2008（平成 20）年度以降減少しており、2017（平成 29）年度のごみ総排出量は 2008（平成 20）年度に比べ 28,488t、約 23.1%削減しています。 1 人 1 日当たりごみ総排出量^{注 3-5}は同様に減少していますが、資源物を除いた 1 人 1 日当たりごみ排出量^{注 3-6}は 2013（平成 25）年度以降横ばいとなっています。 図 3-6 ごみ総排出量・1 人 1 日当たり排出量 注 3-5) 1 人 1 日当たりごみ総排出量＝ごみ総排出量÷人口÷年間日数 注 3-6) 1 人 1 日当たりごみ排出量＝（ごみ総排出量－資源物収集量－集団回収量）÷人口÷年間日数 2) ごみの性状 当市の過去 6 年間におけるごみ質の成分と、乾ベース^{注 3-7}	19	りも 2.6 ポイント減少しています。 注 3-6) 資源化率＝ごみ総排出量÷（行政収集量＋集団回収量＋クリーンセンター処理分）×100 図 3-6 資源化量の推移 ④ ごみ総排出量 ごみ総排出量は、図 3-7 のとおり 2008（平成 20）年度以降減少しており、2017（平成 29）年度のごみ総排出量は 2008（平成 20）年度に比べ 28,488t、約 23.1%削減しています。 1 人 1 日当たりごみ総排出量^{注 3-7}は同様に減少していますが、資源物を除いた 1 人 1 日当たりごみ排出量^{注 3-8}は 2013（平成 25）年度以降横ばいとなっています。 図 3-7 ごみ総排出量・1 人 1 日当たり排出量 注 3-7) 1 人 1 日当たりごみ総排出量＝ごみ総排出量÷人口÷年間日数 注 3-8) 1 人 1 日当たりごみ排出量＝生活排出ごみ量÷人口÷年間日数 2) ごみの性状 市の過去 10 年間におけるごみ質の成分と、乾ベース^{注 3-9}の
19		20	

頁	現 行	頁	改正案
	の組成分析結果は、表 3-9 及び<u>図 3-7</u>のとおりです。 過去<u>6</u>年間、いずれも紙・布類の割合が一番高いものの、その割合は減少傾向にあります。(略) 次いで木・竹・ワラ類の 21.1%、<u>厨芥類の 11.7%</u>となっています。 <u>注 3-7</u>) ごみに含まれる水分を除去した状態。 <u>図 3-7</u> ごみ組成分析結果		組成分析結果は、表 3-9 及び<u>図 3-8</u>のとおりです。 過去<u>10</u>年間、いずれも紙・布類の割合が一番高いものの、その割合は減少傾向にあります。(略) 次いで木・竹・ワラ類の 21.1%、<u>ビニール合成樹脂類の 19.1%</u>となっています。 <u>注 3-9</u>) ごみに含まれる水分を除去した状態。 <u>図 3-8</u> ごみ組成分析結果
20	3) 中間処理 焼却処理は、第 1 工場 (処理能力 260t/日) 及び第 2 工場 (処理能力 280t/日) の 2 工場が稼働し、2002 (平成 14) 年度から処理能力 540t/日となりましたが、ごみ焼却量は<u>図 3-8</u>のとおり 2008 (平成 20) 年度以降減少し、2017 (平成 29) 年度は約 78,384t/年、稼働日を 300 日とした場合、1 日当たり約 261t の処理量となっています。 破碎処理は、焼却処理と同様に、第 1 工場 (処理能力 65t/5h) 及び第 2 工場 (処理能力 45t/5h) の 2 工場が稼働し、2002 (平成 14) 年度から処理能力 110t/日となりましたが、<u>図 3-9</u>のとおりごみ破碎量は 2013 (平成 25) 年度に大きく減少し、2017 (平成 29) 年度は約 5,724t、1 日当たり約 19t の処理量となっています。 また、<u>主に第 2 工場で運用しているため、第 1・2 工場の処理能力に対し現状の処理量が下回っていますが、第 2 工場の</u>	21	3) 中間処理 焼却処理は、第 1 工場 (処理能力 260t/日) 及び第 2 工場 (処理能力 280t/日) の 2 工場が稼働し、2002 (平成 14) 年度から処理能力 540t/日となりましたが、ごみ焼却量は<u>図 3-9</u>のとおり 2008 (平成 20) 年度以降減少し、2017 (平成 29) 年度は約 78,384t/年、稼働日を 300 日とした場合、1 日当たり約 261t の処理量となっています。 破碎処理は、焼却処理と同様に、第 1 工場 (処理能力 65t/5h) 及び第 2 工場 (処理能力 45t/5h) の 2 工場が稼働し、2002 (平成 14) 年度から処理能力 110t/日となりましたが、<u>図 3-10</u>のとおりごみ破碎量は 2013 (平成 25) 年度に大きく減少し、2017 (平成 29) 年度は約 5,724t、1 日当たり約 19t の処理量となっています。 また、<u>第 1・2 工場の処理能力に対し現状の処理量は下回り、主に第 2 工場で運用している状況ですが、第 2 工場の整</u>

頁	現 行	頁	改正案
	整備・点検、災害時などに備えた運営を行っています。		備、点検、災害時などに備えた運営を行っています。
	<u>図 3-8</u> 焼却施設稼働状況		<u>図 3-9</u> 焼却施設稼働状況
21	<u>図 3-9</u> 破碎処理施設稼働状況	22	<u>図 3-10</u> 破碎処理施設稼働状況
	4) 最終処分 当市の過去 10 年間の最終処分の実績は、 <u>図 3-10</u> のとおりです。		4) 最終処分 当市の過去 10 年間の最終処分の実績は、 <u>図 3-11</u> のとおりです。
	<u>図 3-10</u> 最終処分の実績		<u>図 3-11</u> 最終処分の実績
	<u>注 3-8</u>) ASEC については、15 頁参照。		<u>注 3-10</u>) ASEC については、 <u>16</u> 頁参照。
22	(2) ごみ処理経費 当市の 2008 (平成 20) 年度から 2016 (平成 28) 年度までの 1 人あたりのごみ処理経費は、表 3-10 及び <u>図 3-11</u> のとおりです。 ※総排出量は、2008 (平成 20) 年度から 2010 (平成 22) 年度は、 <u>図 3-6</u> の総排出量から集団回収と家電 4 品目を引いた値で、2011 (平成 23) 年度以降は家電 4 品目を引いた値です。	23	(2) ごみ処理経費 当市の 2008 (平成 20) 年度から 2016 (平成 28) 年度までの 1 人あたりのごみ処理経費は、表 3-10 及び <u>図 3-12</u> のとおりです。 ※総排出量は、2008 (平成 20) 年度から 2010 (平成 22) 年度は、 <u>ごみ総排出量</u> から集団回収と家電 4 品目を引いた値で、2011 (平成 23) 年度以降は家電 4 品目を引いた値です。
	<u>図 3-11</u> 1 人あたりごみ処理経費の推移		<u>図 3-12</u> 1 人あたりごみ処理経費の推移

頁	現 行	頁	改正案
23	① 1人1日当たりごみ排出量 家庭及び事業所から出るごみのうち、資源の量を除いた1人1日当たりごみ排出量の目標値と実績値の推移は、<u>図3-12</u>のとおりです。 2016（平成 28）年度までは目標値を下回っていましたが、2017（平成 29）年度は実績値が目標値を上回っています。 <u>図3-12</u> 1人1日当たりごみ排出量の目標値と実績値	24	① 1人1日当たりごみ排出量 家庭及び事業所から出るごみのうち、資源の量を除いた1人1日当たりごみ排出量の目標値と実績値の推移は、<u>図3-13</u>のとおりです。 <u>事業系ごみが増加傾向を続けていることから、2016（平成 28）年度までは目標値を下回っていましたが、2017（平成 29）年度は実績値が目標値を上回り、2021年度の目標達成には更なる努力が必要です。</u> <u>図3-13</u> 1人1日当たりごみ排出量の目標値と実績値
24	② 家庭系ごみ排出量 家庭から出る資源物以外のごみである、家庭系ごみ排出量の目標値と実績値の推移は、<u>図3-13</u>のとおりです。 2013（平成 25）年度にプラスチック製容器包装及び金属類の分別収集を開始したことにより大きく減少しましたが、（略）2017（平成 29）年度<u>現在</u>は実績値が目標値を下回っています。 <u>図3-13</u> 家庭系ごみ排出量の目標値と実績値 ③ 事業系ごみ排出量 事業所から出るごみの量を表す事業系ごみ排出量の目標値	25	② 家庭系ごみ排出量 家庭から出る資源物以外のごみである、家庭系ごみ排出量の目標値と実績値の推移は、<u>図3-14</u>のとおりです。 2013（平成 25）年度にプラスチック製容器包装及び金属類の分別収集を開始したことにより大きく減少しましたが、（略）2017（平成 29）年度は実績値が目標値を下回っていますが、<u>2021年度の目標達成に向けて更なる減量が必要です。</u> <u>図3-14</u> 家庭系ごみ排出量の目標値と実績値 ③ 事業系ごみ排出量 事業所から出るごみの量を表す事業系ごみ排出量の目標値

頁	現 行	頁	改正案
	と実績値の推移は、<u>図 3-14</u> のとおりです。 事業系ごみ排出量は平成 25 年度以降増加傾向が続いており、2017（平成 29）年度は実績値が目標値を上回<u>っています</u>。		と実績値の推移は、<u>図 3-15</u> のとおりです。 事業系ごみ排出量は<u>高齢化社会に伴う介護施設等の増加が影響し、2013（平成 25）年度以降増加傾向が続いており、2017（平成 29）年度は実績値が目標値を上回り 2021 年度の目標達成が厳しい状況です</u>。
	<u>図 3-14</u> 事業系ごみ排出量の目標値と実績値		<u>図 3-15</u> 事業系ごみ排出量の目標値と実績値
25	④ 資源化率 資源化率の目標値と実績値の推移は、<u>図 3-15</u> のとおりです。 資源化率は、2013（平成 25）年度にプラスチック製容器包装及び金属類の分別収集を開始したことで一時的に増加しましたが、その後古紙類、特に新聞の回収量が減少したことで、2017（平成 29）年度は実績値が目標値を下回<u>っています</u>。	26	④ 資源化率 資源化率の目標値と実績値の推移は、<u>図 3-16</u> のとおりです。 資源化率は、2013（平成 25）年度にプラスチック製容器包装及び金属類の分別収集を開始したことで一時的に増加しましたが、その後古紙類、特に新聞の回収量が減少したことで、2017（平成 29）年度は実績値が目標値を下回<u>り、2021 年度の目標達成が厳しい状況です</u>。
	<u>図 3-15</u> 資源化率の目標値と実績値		<u>図 3-16</u> 資源化率の目標値と実績値
	⑤ ごみ処理費 ごみ処理費の目標値と実績値の推移は、<u>図 3-16</u> のとおりです。 ごみ処理費は、2013（平成 25）年度に内津北山最終処分場新設の土地を購入したため一時的に増加しましたが、概ね減		⑤ ごみ処理費 ごみ処理費の目標値と実績値の推移は、<u>図 3-17</u> のとおりです。 ごみ処理費は、2013（平成 25）年度に内津北山最終処分場新設の土地を購入したため一時的に増加しましたが、概ね減

頁	現 行	頁	改正案
	少傾向で推移していますが、<u>2016（平成 28）年度は、実績値が目標値を上回っています。</u> <u>図 3-16</u> ごみ処理費の目標値と実績値		少傾向で推移しています。<u>しかし、2016（平成 28）年度は、実績値が目標値を上回り、2021 年度の目標達成には更なる努力が必要です。</u> <u>図 3-17</u> ごみ処理費。の目標値と実績値
26	2）愛知県内自治体との比較 当市の実績と愛知県内自治体の実績を愛知県廃棄物処理事業実態調査の 2016（平成 28）年度実績を用いて比較したものは、表 3-12 のとおりです。 表 3-12 愛知県内自治体との比較	27	2）愛知県内自治体との比較 当市の実績と愛知県内自治体の実績について愛知県廃棄物処理事業実態調査の 2016（平成 28）年度実績を用いて比較したものは、表 3-12 のとおりです。 表 3-12 愛知県内自治体<u>平均値</u>との比較
27	3）一般廃棄物処理システム評価 当市と人口及び産業構造が類似する全国の特例市 35 市^{注 3-8}のごみ処理の実績を、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール^{注 3-9}を用いて評価を行い、その結果は<u>図 3-17</u> 及び表 3-13 のとおりです。 <u>図 3-17</u> 一般廃棄物処理システム評価 注 3-8）特例市は 2000（平成 12）年 4 月に制度が施行され、一定の規模、能力を有する地方自治体を指定していましたが、2015（平成 27）年 4 月に廃止となり、現在は中核市制度に統合されています。廃止の時点で特例市だった都市は「施行時特	28	3）一般廃棄物処理システム評価 当市と人口及び産業構造が類似する全国の特例市 35 市^{注 3-11}のごみ処理の実績を、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール^{注 3-12}を用いて評価を行い、その結果は<u>図 3-18</u> 及び表 3-13 のとおりです。 <u>図 3-18</u> 一般廃棄物処理システム評価 注 3-11）特例市は 2000（平成 12）年 4 月に制度が施行され、一定の規模、能力を有する地方自治体を指定していましたが、2015（平成 27）年 4 月に廃止となり、現在は中核市制度に統合されています。廃止の時点で特例市だった都市は「施行時特例市」と呼ばれ、2018（平成 30）年 4 月の時点で 31 市が指定

頁	現 行	頁	改正案				
28	例市」と呼ばれ、2018（平成 30）年 4 月の時点で 31 市が指定されています。	29	されています。				
	表 3-13 評価指標						
	指標		1 人 1 日 当 たり ご み 総 排 出 量 (kg/人・日)	廃棄物 からの 資源回 収 率 (RDF 除く) (t/t) 注 3-10	廃棄物 のうち 最終処 分され る割合 (t/t)	1 人 当 たり 年 間 処 理 経 費 (円/人・年)	最 終 処 分 減 量 に 要 す る 費 用 (円/t)
	平均		0.959	0.196	0.083	10,586	30,891
	最大		1.243	0.317	0.145	16,916	54,296
	最小		0.792	0.100	0.004	5,487	16,895
	標 準 偏 差		0.110	0.053	0.039	2,389	8,315
	当 市 実 績		0.867	0.199	0.064	13,301	44,012
評 価 指 数 値	109.6	101.4	123.1	74.4	57.5		

29	表 3-13 評価指標					
	指標	1 人 1 日 当 たり ご み 総 排 出 量 (kg/人・日)	廃棄物 からの 資源回 収 率 (RDF 除く) (t/t) 注 3-13	廃棄物 のうち 最終処 分され る割合 (t/t)	1 人 当 たり 年 間 処 理 経 費 (円/人・年)	最 終 処 分 減 量 に 要 す る 費 用 (円/t)
	平均	0.959	0.196	0.083	10,586	30,891
	最大	1.243	0.317	0.145	16,916	54,296
	最小	0.792	0.100	0.004	5,487	16,895
	標 準 偏 差	0.110	0.053	0.039	2,389	8,315
	当 市 実 績	0.867	0.199	0.064	13,301	44,012
	評 価 指 数 値	109.6	101.4	123.1	74.4	57.5

頁	現 行						頁	改正案					
	実 の 劣	績 優	低いほ ど優	高いほ ど優	低いほ ど優	低いほ ど優		実 の 劣	績 優	低いほ ど優	高いほ ど優	低いほ ど優	低いほ ど優
29	注 3-9) 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールとは、環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」により定められた市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価するための支援ツールです。 注 3-10) RDF とは、生ごみ・廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを、粉砕・乾燥したのちに 生石灰を混合して、圧縮・固化したもので、ごみ固形化燃料ともいいます。 (2) ごみ処理の課題 1) 排出抑制 図 3-18 のとおり、2013（平成 25）年度の分別区分変更により、(略) (略) 家庭系ごみに含まれる資源の<u>さら</u>なる分別と事業系ごみ減量の取り組みが必要となります。 図 3-18 ごみ排出量の推移 2) 資源化						30	注 3-12) 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールとは、環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」により定められた市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価するための支援ツールです。 注 3-13) RDF とは、生ごみ・廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを、粉砕・乾燥したのちに 生石灰を混合して、圧縮・固化したもので、ごみ固形化燃料ともいいます。 (2) ごみ処理の課題 1) 排出抑制 図 3-19 のとおり、2013（平成 25）年度の分別区分変更により、(略) (略) 家庭系ごみに含まれる資源の<u>更</u>なる分別と事業系ごみの<u>減量へ</u>の取り組みが必要となります。 図 3-19 ごみ排出量の推移 2) 資源化					

頁	現 行	頁	改正案
30	<u>図 3-19</u> のとおり、(略) クリーンセンターにおける資源化としては、2017 (平成 29) 年 4 月に灰溶融施設の稼働を休止したことにより、焼却灰のスラグ、メタルの資源化から、セメント原料化へ有効利用方法を変更していますが、資源化の推進と最終処分場の延命していくため、セメント原料として資源化を継続していく必要があります。 <u>図 3-19</u> 資源化の推移 3) 収集・運搬 (略) 50 世帯以上が利用しているステーションやステーションを設置した町内会等に参加していない世帯が多い地域もあることから、他地域から持ち込まれたごみが出されているステーションもあります。 (略) ごみに対する市民の意識を向上させるためにも、<u>戸別収集</u>の検討を行う必要があります。	31	<u>図 3-20</u> のとおり、(略) クリーンセンターにおける資源化としては、2017 (平成 29) 年 4 月に灰溶融施設の稼働を休止したことにより、焼却灰のスラグ、メタルの資源化から、セメント原料化へ有効利用方法を変更していますが、資源化の推進と最終処分場の延命をしていくため、セメント原料として資源化を継続していく必要があります。 <u>図 3-20</u> 資源化の推移 3) 収集・運搬 (略) 50 世帯以上が利用しているステーションや他地域から持ち込まれたごみが出されているステーションもあります。 (略) ごみに対する市民の意識を向上させるためにも、<u>新たな収集方式</u>の検討を行う必要があります。
31	4) 中間処理 (略) また、土曜日や年末年始の繁忙期などは市民や事業者によるごみの持込みが多く、1 時間以上の待ち時間となることもあり、<u>搬入者確認</u>の徹底が行えていない状況にあります。	32	4) 中間処理 (略) また、土曜日や年末年始の繁忙期などは市民や事業者によるごみの持込みが多く<u>混雑するため</u>、1 時間以上の待ち時間となることもあり、<u>搬入者に対する安全確保等の対応</u>

頁	現 行	頁	改正案
32	す。(略) 1 基本理念・基本方針 (1) 基本理念 3 Rの推進には、市民の一人ひとりが自らライフスタイルを見直し、省資源、省エネルギーの暮らしへ転換し、ごみを減らし、資源化することが重要であるため、市民・事業者と協働で取り組むことが必要です。 このため、当市は、前計画と同様に、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指し「<u> ○ ○ ○ ○ </u>」を基本理念とします。 ○ ○ ○ ○ ○	33	に苦慮している状況にあります。(略) 1 基本理念・基本方針 (1) 基本理念 3 Rの推進には、市民の一人ひとりが自らライフスタイルを見直し、省資源、省エネルギーの暮らしへ転換<u>すること</u>で、ごみを減らし、資源化することが重要です。<u>そのためには、市民・事業者と協働で取り組むことが必要です。</u> 当市は、前計画と同様に、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指し「<u>ともに取り組み 次世代へつなぐ循環都市 かすがい</u>」を基本理念とします。 <u>ともに取り組み 次世代へつなぐ循環都市 かすがい</u>
33	(2) 基本方針 (略) 基本方針2 3R(リデュース、リユース、リサイクル)	34	(2) 基本方針 (略) 基本方針2 3R(リデュース、リユース、リサイクル)
34	2 計画目標 (略)	35	2 計画目標 (略)

頁	現 行	頁	改正案
35	目標 1 1人1日当たりごみ排出量〇グラム削減 家庭と事業所から出るごみのうち資源を除く1人1日当たりごみ排出量を、2017（平成29）年度707グラムに対して2028年度は〇グラム削減し、〇グラムにします。	36	目標 1 1人1日当たりごみ排出量 <u>47</u> グラム削減 家庭と事業所から出るごみのうち資源を除く1人1日当たりごみ排出量を、2017（平成29）年度707グラムに対して2028年度は <u>47</u> グラム削減し、<u>660</u> グラムにします。
	目標 2 1人1日当たり家庭系ごみ排出量〇グラム 1人1日当たり家庭系ごみ排出量を、2017（平成29）年度526グラムに対して2028年度は〇グラム削減し、〇グラムにします。		目標 2 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 <u>39</u> グラム削減 1人1日当たり家庭系ごみ排出量を、2017（平成29）年度526グラムに対して2028年度は <u>39</u> グラム削減し、<u>487</u> グラムにします。
	目標 3 事業系ごみを〇トン削減 事業系ごみ排出量を、2017（平成29）年度の20,569トンに対して、2028年度は〇〇トン削減し、〇〇トンにします。		目標 3 事業系ごみを <u>1,012</u> トン削減 事業系ごみ排出量を、2017（平成29）年度の20,569トンに対して、2028年度は <u>1,012</u> トン削減し、<u>19,557</u> トンにします。
	目標 4 資源化率〇%を達成 資源化率は、2028年度に〇%を達成します。		目標 4 資源化率 <u>21</u>%を達成 資源化率は、2028年度に <u>21</u>%を達成します。
	表4-1 計画期間における目標		表4-1 計画期間における目標

頁	現 行						頁	改正案					
	目 標	項 目	目 標	実績値	目 標	備 考		目 標	項 目	目 標	実績値	目標値	
				2017 (平成 29)	2028 —						2017 (平成 29)	2028 —	
	1	1 人 1 日 当 たり ごみ排出量 (g/人・日)	2017（平成 29）年度に 対して〇グ ラム削減	707g	—g			1	1 人 1 日 当 たり ごみ排出量 (g/人・日)	2017（平成 29）年度に 対して <u>47</u> グラム削減	707g	<u>660g</u>	
	2	1 人 1 日 当 たり 家庭系ごみ 排出量 (g/ 人・日)	2017（平成 29）年度に 対して〇グ ラム削減	526g	—g			2	1 人 1 日 当 たり 家庭系ごみ 排出量 (g/人・日)	2017（平成 29）年度に 対して <u>39</u> グラム削減	526g	<u>487g</u>	
	3	事業系ごみ排 出量 (t/年)	2017（平成 29）年度に 対して〇ト ン削減	20,569t	—t			3	事業系ごみ排 出量 (t/年)	2017（平成 29）年度に 対 し て <u>1,012</u> トン 削減	20,569t	<u>19,557</u> t	
	4	資源化率 (%)	〇%達成	19.1%	—%			4	資源化率 (%)	<u>21%</u> 達成	19.1%	<u>21%</u>	
	5	1 人 当 たり ご み処理費用 (円/人・年)	2017（平成 29）年度に 対して 10% 削減	13,286 円	11,95 7 円			5	1 人 当 たり ご み処理費用 (円/人・ 年)	2017（平成 29）年度に 対して 10% 削減	13,286 円	11,957 円	

頁	現 行	頁	改正案
			目標 1: $1 \text{ 人} 1 \text{ 日} \text{ 当たり} \text{ ゴミ} \text{ 排出量} = \text{生活排出ゴミ量} \div \text{人口} \div \text{年間日数}$ 目標 2: $1 \text{ 人} 1 \text{ 日} \text{ 当たり} \text{ 家庭系} \text{ ゴミ} \text{ 排出量} = \text{家庭系} \text{ ゴミ} \text{ 量} \div \text{人口} \div \text{年間日数}$ 目標 3: 当市が処理を行う事業所から出る一般廃棄物の量 目標 4: $\text{資源化率} = \text{ゴミ総排出量} \div (\text{資源物} + \text{集団回収} + \text{クリーンセンター処理分}) \times 100$ 目標 5: $(\text{処理及び維持管理費} + \text{その他の経費}) \div \text{人口}$
			図 4-1 目標の体系

頁

36

現 行

表 4-2 ごみ排出量の予測（目標達成時）

項目・年度		単位	実績値		継続実施		施策反映
					予測値		
			2010	2017	2023	2028	2028
			(H22)	(H29)	—	—	—
計画収集人口		人	307,718	311,293			
家庭系	燃やせるごみ	t	53,906	53,731			
	燃やせないごみ等	t	15,218	6,084			
事業系ごみ		t	20,647	20,569			
資源 収集量	行政収集	t	11,508	11,878			
	集団回収	t	4,047	2,486			
ごみ総排出量		t	105,326	94,748			
1人1日当たりごみ排出量		g/人・日	799	707			
1人1日当たり家庭系ごみ排出量		g/人・日	615	526			

表 4-3 資源化率・ごみ処理費用の予測（目標達成時）

項目・年度		単位	実績値		継続実施		施策反映
					予測値		
			2010	2017	2023	2028	2028
			(H22)	(H29)	—	—	—
資源化量	行政収集	t	11,185	11,117			
	集団回収	t	4,047	2,486			
クリーンセンター処理分		t	7,655	4,483			
総資源化量		t	22,887	18,087			
資源化率		t	21.7	19.1			
1人当たりごみ処理経費		円	13,396	13,286	12,622	11,957	—

頁

37

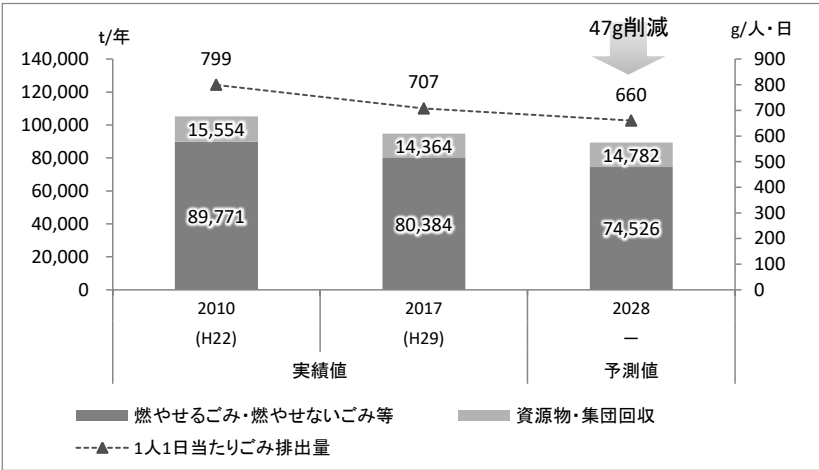
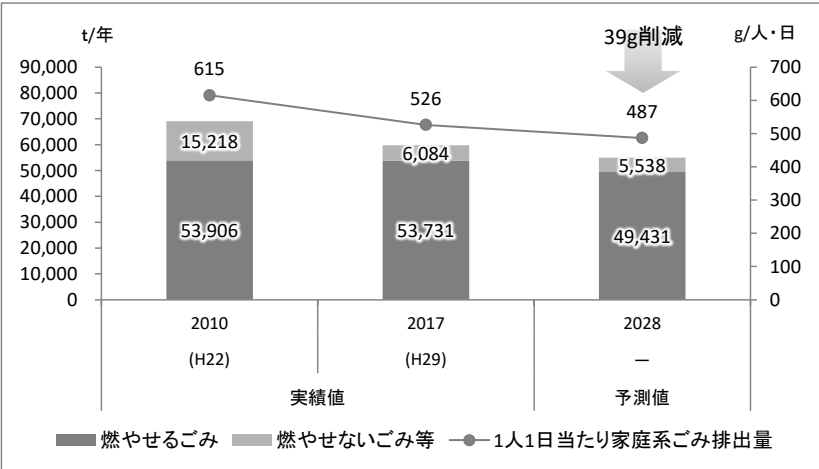
改正案

表 4-2 ごみ排出量の予測（目標達成時）

項目・年度		単位	実績値		継続		施策実施
					予測値		
			2010	2017	2023	2028	2028
			(H22)	(H29)	—	—	—
計画収集人口		人	307,718	311,293	311,293	309,333	309,333
家庭系	燃やせるごみ	t	53,906	53,731	52,120	50,067	49,431
	燃やせないごみ等	t	15,218	6,084	5,812	5,538	5,538
事業系ごみ		t	20,647	20,569	21,758	22,307	19,557
資源 収集量	行政収集	t	11,508	11,878	12,476	11,559	12,084
	集団回収	t	4,047	2,486	2,759	2,697	2,697
ごみ総排出量		t	105,326	94,748	94,925	92,169	89,308
1人1日当たりごみ排出量		g/人・日	799	707	699	690	660
1人1日当たり家庭系ごみ排出量		g/人・日	615	526	508	492	487

表 4-3 資源化率・ごみ処理費用の予測（目標達成時）

項目・年度		単位	実績値		継続		施策実施
					予測値		
			2010	2017	2023	2028	2028
			(H22)	(H29)	—	—	—
資源化量	行政収集	t	11,185	11,117	11,811	10,976	12,084
	集団回収	t	4,047	2,486	2,759	2,697	2,697
クリーンセンター処理分		t	7,655	4,483	4,073	4,023	4,023
総資源化量		t	22,887	18,087	18,643	17,697	18,805
資源化率		t	21.7	19.1	19.6	19.2	21.1
1人当たりごみ処理経費		円	13,396	13,286	12,622	11,957	—

頁	現 行	頁	改正案
37	 図 4 - 1 1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量 の 目 標 達 成 時 の 予 測  図 4 - 2 1 人 1 日 当 た り 家 庭 系 ご み 排 出 量 の 目 標 達 成 時 の 予 測	38	 図 4 - 2 1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量 の 目 標 達 成 時 の 予 測  図 4 - 3 1 人 1 日 当 た り 家 庭 系 ご み 排 出 量 の 目 標 達 成 時 の 予 測

頁	現 行	頁	改正案																																
38	図 4 - 3 事業系ごみ排出量の目標達成時の予測 図 4 - 4 資源化率の目標達成時の予測	39	<table><tr><th>年次</th><th>排出量 (t/年)</th><th>属性</th></tr><tr><td>2010 (H22)</td><td>20,647</td><td>実績値</td></tr><tr><td>2017 (H29)</td><td>20,569</td><td>実績値</td></tr><tr><td>2028</td><td>19,557</td><td>予測値</td></tr></table> 図 4 - 4 事業系ごみ排出量の目標達成時の予測 <table><tr><th>年次</th><th>行政収集 (t)</th><th>集団回収 (t)</th><th>クリーンセンター処理分 (t)</th><th>資源化率 (%)</th></tr><tr><td>2010 (H22)</td><td>11,185</td><td>4,047</td><td>7,655</td><td>21.7%</td></tr><tr><td>2017 (H29)</td><td>11,117</td><td>2,486</td><td>4,483</td><td>19.1%</td></tr><tr><td>2028</td><td>12,084</td><td>2,697</td><td>4,023</td><td>21.1%</td></tr></table> 図 4 - 5 資源化率の目標達成時の予測	年次	排出量 (t/年)	属性	2010 (H22)	20,647	実績値	2017 (H29)	20,569	実績値	2028	19,557	予測値	年次	行政収集 (t)	集団回収 (t)	クリーンセンター処理分 (t)	資源化率 (%)	2010 (H22)	11,185	4,047	7,655	21.7%	2017 (H29)	11,117	2,486	4,483	19.1%	2028	12,084	2,697	4,023	21.1%
年次	排出量 (t/年)	属性																																	
2010 (H22)	20,647	実績値																																	
2017 (H29)	20,569	実績値																																	
2028	19,557	予測値																																	
年次	行政収集 (t)	集団回収 (t)	クリーンセンター処理分 (t)	資源化率 (%)																															
2010 (H22)	11,185	4,047	7,655	21.7%																															
2017 (H29)	11,117	2,486	4,483	19.1%																															
2028	12,084	2,697	4,023	21.1%																															

頁	現 行	頁	改正案																											
	<table border="1"><caption>図 4-5 1人当たりごみ処理費用の目標達成時の予測</caption><thead><tr><th>年次</th><th>2010 (H22)</th><th>2016 (H28)</th><th>2023</th><th>2028</th></tr></thead><tbody><tr><td>実績値</td><td>13,396</td><td>13,286</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>予測値</td><td>-</td><td>-</td><td>12,622</td><td>11,957</td></tr></tbody></table>	年次	2010 (H22)	2016 (H28)	2023	2028	実績値	13,396	13,286	-	-	予測値	-	-	12,622	11,957		<table border="1"><caption>図 4-6 1人当たりごみ処理費用の目標達成時の予測</caption><thead><tr><th>年次</th><th>2010 (H22)</th><th>2016 (H28)</th><th>2028</th></tr></thead><tbody><tr><td>実績値</td><td>13,396</td><td>13,286</td><td>-</td></tr><tr><td>予測値</td><td>-</td><td>-</td><td>11,957</td></tr></tbody></table>	年次	2010 (H22)	2016 (H28)	2028	実績値	13,396	13,286	-	予測値	-	-	11,957
年次	2010 (H22)	2016 (H28)	2023	2028																										
実績値	13,396	13,286	-	-																										
予測値	-	-	12,622	11,957																										
年次	2010 (H22)	2016 (H28)	2028																											
実績値	13,396	13,286	-																											
予測値	-	-	11,957																											
39	基本理念 基本方針 1 啓発等によるごみ減量の推進 基本方針 2 3 R の推進 基本方針 3 効率的なごみ処理による低コスト化 基本方針 4 安全で安定的な処理施設の確保 基本施策 1-1 情報発信 1-2 啓発 2-1 家庭系ごみの減量 2-2 事業系ごみの減量 2-3 資源化の促進 2-4 適正なごみ分別の推進 3-1 ごみ処理のコスト削減 3-2 収集運搬経費の削減 3-3 適正なごみ処理費用の徴収 4-1 施設の整備 4-2 ごみ行政に関する国・県の施策	40	基本理念 ともに取り組み 次世代へつなぐ循環都市 かすがい 基本方針 1 啓発等によるごみ減量の推進 基本方針 2 3 R の推進 基本方針 3 効率的なごみ処理による低コスト化 基本方針 4 安全で安定的な処理施設の確保 基本施策 1-1 情報発信 1-2 啓発 2-1 家庭系ごみの減量 2-2 事業系ごみの減量 2-3 資源化の促進 2-4 適正なごみ分別の推進 3-1 ごみ処理のコスト削減 3-2 収集運搬経費の削減 3-3 適正なごみ処理費用の徴収 4-1 施設の整備 4-2 ごみ行政に関する国・県の施策																											
	図 5-1 施策の体系		図 5-1 施策の体系																											

頁	現 行	頁	改正案																								
	<u>計画目標 ～1人1日当たり〇〇分のごみ削減～</u> <table><tr><td></td><td>目標値</td></tr><tr><td>目標 1</td><td>1人1日当たりごみ排出量〇グラム削減</td></tr><tr><td>目標 2</td><td>1人1日当たり家庭系ごみ排出量〇グラム削減</td></tr><tr><td>目標 3</td><td>事業系ごみを〇トン削減</td></tr><tr><td>目標 4</td><td>資源化率〇%達成</td></tr><tr><td>目標 5</td><td>1人当りごみ処理費用 10%削減</td></tr></table>		目標値	目標 1	1人1日当たりごみ排出量〇グラム削減	目標 2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量〇グラム削減	目標 3	事業系ごみを〇トン削減	目標 4	資源化率〇%達成	目標 5	1人当りごみ処理費用 10%削減		削除 <table><tr><td colspan="2">目標値</td></tr><tr><td>目標 1</td><td>1人1日当たりごみ排出量 <u>47</u> グラム削減</td></tr><tr><td>目標 2</td><td>1人1日当たり家庭系ごみ排出量 <u>39</u> グラム削減</td></tr><tr><td>目標 3</td><td>事業系ごみを <u>1,012</u> トン削減</td></tr><tr><td>目標 4</td><td>資源化率 <u>21</u>%達成</td></tr><tr><td>目標 5</td><td>1人当りごみ処理費用 10%削減</td></tr></table>	目標値		目標 1	1人1日当たりごみ排出量 <u>47</u> グラム削減	目標 2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 <u>39</u> グラム削減	目標 3	事業系ごみを <u>1,012</u> トン削減	目標 4	資源化率 <u>21</u> %達成	目標 5	1人当りごみ処理費用 10%削減
	目標値																										
目標 1	1人1日当たりごみ排出量〇グラム削減																										
目標 2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量〇グラム削減																										
目標 3	事業系ごみを〇トン削減																										
目標 4	資源化率〇%達成																										
目標 5	1人当りごみ処理費用 10%削減																										
目標値																											
目標 1	1人1日当たりごみ排出量 <u>47</u> グラム削減																										
目標 2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 <u>39</u> グラム削減																										
目標 3	事業系ごみを <u>1,012</u> トン削減																										
目標 4	資源化率 <u>21</u> %達成																										
目標 5	1人当りごみ処理費用 10%削減																										
41	■出前講座の推進 事業者や <u>自治会</u> 、老人クラブ等の団体に対して、(略)。	42	■出前講座の推進 事業者や <u>町内会</u> 等、老人クラブ等の団体に対して、(略)。																								
42	■ <u>戸別収集の検討</u> <u>資源以外のごみ収集を戸別収集に変更するために、一回に出せる袋数の調整や収集方法、費用を検討します。</u>	43	■ <u>新たな収集方式等の調査、検討</u> <u>新たな収集方式として戸別収集や拠点回収の強化などについて収集方法、費用を検討します。また、ごみステーションの在り方について、調査し、研究していきます。</u>																								
	■指定袋の規格等の見直し 指定袋について、破れにくい素材への変更や厚 <u>く</u> するな		■指定袋の規格等の見直し 指定袋について、破れにくい素材への変更や厚 <u>み</u> を <u>変更</u> す																								

頁	現 行	頁	改正案
	ど、規定の見直しを行います。		るなど、規定の見直しを行います。
	■レジ袋削減の推進 スーパーやドラッグストア<u>二</u>に加えて、新たな取組み事業者と協定を締結していきます。		■レジ袋削減の推進 スーパーやドラッグストアに加えて、新たな取組み事業者と協定を締結していきます。
43	基本施策 2-3 資源化の促進 現在行っている資源<u>ごみ</u>の回収率を向上させるため、イベント回収や啓発を行うとともに、食品廃棄物など新たな資源化方法の検討を行います。	44	基本施策 2-3 資源化の促進 現在行っている資源の回収率を向上させるため、イベント回収や啓発を行うとともに、食品廃棄物など<u>の</u>新たな資源化方法の検討を行います。
44	■廃食<u>用</u>油のリサイクル	45	■廃食油のリサイクル
47	■粗大ごみ処理手数料等の改定 粗大ごみとして収集する大きさ、手数料等について検討します。また自宅内<u>から</u>など粗大ごみを運び出せない人への運び出しサービスを検討します。	48	■粗大ごみ処理手数料等の改定 粗大ごみとして収集する大きさ、手数料等について検討します。また自宅内など<u>から</u>粗大ごみを運び出せない人への運び出しサービスを検討します。
48	基本方針 4 安全で安定的な処理施設の確保 基本施策 4-1 施設の整備 施設の老朽化が進んでいるクリーンセンター第 1 工場、第 2 工場に<u>ついて</u>は、<u>更新整備</u>を進めるとともに、施設の中長期修繕計画に基づき、計画的な整備と維持管理を行います。	49	基本方針 4 安全で安定的な処理施設の確保 基本施策 4-1 施設の整備 <u>国や県の動向を踏まえ、効率的なエネルギー回収を行うための施設規模や処理対象物などの検討を行い、</u>施設の老朽化が進んでいるクリーンセンター第 1 工場、第 2 工場においては、<u>施設のあり方について検討を進めるとともに、施設の中</u>

頁	現 行	頁	改正案
	■クリーンセンター更新整備計画 施設の老朽化に伴い、第1工場、第2工場の施設整備を行います。		長期修繕計画に基づき、計画的な整備と維持管理を行います。 ■クリーンセンター整備計画 施設規模や処理対象物など、施設のあり方について検討を行い、施設の老朽化に伴う、第1工場、第2工場の施設整備を行います。